

財政援助団体等監査結果報告書 (株式会社明治スポーツプラザ)

1 監査の種類

財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査）

2 監査実施の期間

令和5年8月22日から同年12月19日まで

3 監査の対象及び範囲

- (1) 株式会社明治スポーツプラザ（以下「明治スポーツプラザ」という。明治スポーツプラザの概要については別紙に記載）が行った公の施設である横須賀市健康増進センター（以下「健康増進センター」という。健康増進センターの概要等については別紙に記載）の管理に係る令和4年度における出納その他の事務（必要に応じて令和5年度分を含む。）
- (2) 健康増進センターを所管する部局（民生局健康部）の指導監督に係る事務

4 監査の主な着眼点

- (1) 出納その他の事務が当該団体との協定等に沿い、関係法令等にとり適正に行われているか。
- (2) 出納その他の事務に係る計数に誤りはないか。
- (3) 3E（経済性、効率性、有効性）が図られているか。
- (4) 出納その他の事務に係る内部統制が図られ、事務処理が適切に行われているか。
- (5) 前回の監査における指摘事項が改善されているか。

5 監査の実施方法

監査は、横須賀市監査基準に準拠し、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、抽出による関係帳簿及び関係書類の調査並びに現地調査を行った。

6 監査の結果

- (1) 公の施設に係る収支状況について

健康増進センターの管理に関する業務の収支実績（令和4年度）は次のとおりである。

収入合計は9,145万円^(注)であり、その主なものは利用料収入5,602万円となっている。支出合計は1億3,714万円であり、その主なものは人件費6,817万円、管理費4,668万円となっている。

これらにより、収支差額は4,568万円のマイナスとなっている。

(注)文中で用いる金額は万円単位で表示し、単位未満は切り捨てている。

(2) 指摘事項

次に述べる事項について、適正な措置を講じられたい。

公の施設の管理に係る出納その他の事務（市及び指定管理者）

基本協定書によると、指定管理者は月毎の管理業務の運営状況について市の指定する様式により翌月10日までに市に報告しなければならないとされているが、令和4年12月分は令和5年1月12日、令和5年3月分は同年4月11日に報告されていたので、今後は、基本協定書に基づいた適正な事務処理に改められたい。

(別紙)

1 健康増進センター及びその管理に係る概要

名称（所在地）	横須賀市健康増進センター「すこやかん」（横須賀市西逸見町一丁目38番地11）
設置目的	市民の健康づくりの場を提供して市民の健康及び福祉の増進を図ること
指定期間	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
協定に基づく管理業務範囲	1 管理施設の利用の許可に関すること 2 管理施設の施設及び設備の維持管理に関すること 3 健康づくりに関する事業の企画及び実施に関すること 4 「人と人がつながる施設」の企画及び実施に関すること 5 広報活動に関すること 6 近隣小学校水泳授業へのプール貸し出しに関すること 7 その他市と指定管理者が協議して別途定めた事項に関すること
主な運営財源	利用料収入

2 明治スポーツプラザの概要

名称	株式会社明治スポーツプラザ
設立年月日	平成2年7月5日
所在地	川崎市幸区堀川町580番地
代表者	代表取締役 後藤 聖治
業務内容	1 フィットネスクラブ・スイミングスクールの経営 2 運営受託 3 コンサルタント運動プログラムの提供・指導 4 栄養補助食品等の販売

3 健康増進センターの主な利用状況（令和4年度）

区 分	実 績
来館者数	104,322 人
体の健康づくり講座受講者数	4,828 人
ホットクラス受講者数	208 人
特別教室受講者数	251 人
短期水泳教室受講者数	86 人
サービスプログラム受講者数	1,031 人
健康登録カード集計数	2,232 件

4 健康増進センターの管理に関する業務の収支計算書（令和4年度）

（単位：円）

区 分	金 額
1 収入	91,457,935
利用料収入	56,023,538
その他収入	35,434,397
2 支出	137,143,380
人件費	68,175,720
事務費	2,923,546
管理費	46,680,762
広告費	4,387,452
その他経費	14,975,900
収支差額	△ 45,685,445